

第5章 アスベスト（石綿）対策の推進

1 アスベスト（石綿）問題の背景

17年6月下旬に、兵庫県の大手機械メーカーが**アスベスト***が原因と見られる従業員の死亡を公表して以来、全国の多数の企業の従業員だけでなく、その家族や工場周辺の住民にも被害が及んでいる実態が明らかになり、大きな社会問題となっているところです。

「静かな時限爆弾」と例えられるように、アスベストによる健康被害は潜伏期間が数十年と長いことから、今後とも被害が拡大・長期化することが懸念され、行政においても長期にわたる対応が必要と考えられます。

2 府の取組

こうした状況を踏まえ、府では、府民相談窓口の設置（17年7月～）をはじめ、大気汚染防止法等に基づき把握しているアスベスト製造事業場等に係る情報の開示（17年7月～）、府内の建築物の調査等（17年7月～）、庁内におけるアスベスト対策推進会議の設置（17年10月）、関係住民等に対する特別健康診断の実施（17年11月～18年3月）、大気環境調査（17年12月～18年3月）等の各種取組を進め、府民の不安解消や健康被害の防止などに努めてきました。

3 大気環境調査の結果

府の調査結果

府が、17年12月から18年3月にかけて、府内15カ所で大気環境調査を実施したところ、結果は下表のとおりでした。

特に高い濃度は見られず、現時点で直ちに問題となるレベルではないと思われれます。また、17年度全国調査結果と同程度のレベルでした。

表1-14 府の大気環境調査（単位：本/リットル）

地域分類	名称	所在地	結果	備考 (左の「地域分類」における 全国調査結果)
住宅地域	木津総合庁舎	木津町	0.57	0.11未満～1.38
	宇治総合庁舎	宇治市	0.56	
	園部総合庁舎	南丹市	0.54	
	福知山総合庁舎	福知山市	0.33	
	舞鶴総合庁舎	舞鶴市	0.35	
	宮津総合庁舎	宮津市	0.45	
	峰山総合庁舎	京丹後市	0.35	
商工業地域	長岡京市役所	長岡京市	0.31	0.11未満～1.56
	中丹東保健所	舞鶴市	0.16	

地域分類	名称	所在地	結果	備考 (左の「地域分類」における 全国調査結果)
石綿製品取扱 事業場等周辺	(株)よしみね京都工場周辺	京田辺市	0.44	0.11未満～1.75 (石綿製品製造事業場等)
	(株)東洋エタニット跡地周辺	福知山市	0.38	
	ユニバーサル造船(株) 舞鶴事業所周辺	舞鶴市	0.32	
	グンゼ(株)宮津工場周辺	宮津市	0.41	
幹線道路	国道171号線	大山崎町	0.21	0.14未満～2.20
	国道1号線	八幡市	0.61	

【備考】石綿製品取扱事業場等について

- 1 (株)よしみね京都工場...創業した昭和38年から平成17年8月下旬まで手作業により石綿含有製品(ポイラー部品)の加工を行っていた。現在は石綿含有製品を取扱っていない。
- 2 (株)東洋エタニット...昭和47年創業。石綿スレート板を製造していたが、昭和57年に事業場を撤退。
- 3 ユニバーサル造船(株)舞鶴事業所...ドック入りする船舶に石綿が施工されている場合には、必要に応じ、これを除去する作業等を行っている。(年に数回程度)
- 4 グンゼ(株)宮津工場...事業場内の配管回りの断熱材等に石綿が含まれている。現在順次ノンアスベスト製品に交換中。

国の調査結果

国(環境省)が17年度に全国調査を実施したところ、京都府域における調査の結果は下表のとおりでした。

特に高い濃度は見られず、現時点で直ちに問題となるレベルではないと思われます。また、前回調査(7年度)結果と比べて、概ね低下又は同程度のレベルでした。

表1-15 国の大気環境調査 (単位:本/リットル)

事業所分類	対象事業所名	所在地	結果		備考(地域分類別 全国結果範囲)
石綿製品 製造事業場等	日本板硝子(株)舞鶴事業所	舞鶴市	0.14 (敷地境界)	0.15 (敷地境界)	0.11未満～1.75
	日之出化学工業(株)	舞鶴市	0.14 (敷地境界)	0.20 (敷地境界)	
廃棄物最終処分場	(株)京都環境保全公社	京丹波町	0.17 (敷地境界)	0.43 (敷地境界)	0.11未満～1.69
蛇紋岩地域	アサヒ産業運輸(株)採石場	宮津市	0.11 (周辺)	0.11 (周辺)	0.11未満～0.39
住宅地域	旧高野福祉施設合同会館	京都市	0.15 (敷地内)	0.15 (周辺)	0.11未満～1.38

【備考】石綿製品製造事業場等について

- 1 日本板硝子(株)舞鶴事業所...ガラス溶解炉の耐火れんがの隙間、配管の周り等に成形板等の石綿含有材料を使用している。
- 2 日之出化学工業(株)...化学肥料の原料の一部に蛇紋岩を使用している。

4 大気汚染防止法等の改正及び関係事業者への周知

国は、18年2月、解体等を伴うアスベストの周辺飛散防止対策の規制対象に工作物を加えることを内容とする大気汚染防止法の改正を行うとともに、同年7月には廃棄物処理法施行令等を改正し、いずれも同年10月に施行されました。

これを受けて、府は、18年10月、関係事業者を対象とする説明会を開催し、大気汚染防止法及びアスベスト関係法令の改正について周知を行いました。(「京都府のアスベスト対策」のホームページ URL <http://www.pref.kyoto.jp/taiki/astop.html>)